

久喜市自動販売機設置事業者募集要項

久喜市では、市有施設内への飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び運営を目的とする市有財産の貸付の相手方（以下「設置事業者」という。）を入札方式で募集します。

入札に参加される方は、本募集要項及び別添仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

市有財産の有効活用と、自主財源の確保及び市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては久喜市内で事業を営んでいること。（法人格のない団体は個人とみなし、代表者の資格要件を審査します。）
- (5) 自動販売機の設置業務において、3 年以上管理し、又は運営した実績を有していること。
- (6) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）が行う募集に係る貸付物件の種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去 3 か年の間に締結し、全て誠実に履行していること。
- (7) 埼玉県税及び久喜市税の滞納がないこと。（法人格のない団体は個人とみなし、代表者の滞納を確認します。）
- (8) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3 募集事項等

(1) 募集事項

自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく自動販売機設置のための行政財産の賃貸借とします。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(3) 貸付場所及び面積等

物件番号	物件名称等		所在地 (久喜市)	貸付面積 (1台あたり)	台数	最低貸付料 (年額)
1	学校給食センター ※PET容器不可	屋外	下清久 500-8	2.0 m ² 以下 (W1.20m×D0.80m)	1台	11,000円
2	栗橋行政センター ※2台のうち1台は PET容器不可	屋内	間鎌 251-1	2.0 m ² 以下 (W1.20m×D0.80m)	2台	2台 40,500円
3	栗橋コミュニティ センター	屋内	中里 1048-1	2.0 m ² 以下 (W1.20m×D0.80m)	1台	40,000円
4	栗橋コミュニティ センター	屋外	中里 1048-1	2.0 m ² 以下 (W1.20m×D0.80m)	1台	20,000円
5	健康福祉センター (くりむ)	屋内	間鎌 255-1	2.0 m ² 以下 (W1.20m×D0.80m)	1台	10,000円

※貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。下段（ ）内は、自動販売機の設置面積です。なお、物件番号2の最低貸付料は2台分となります。

(4) 貸付条件等

別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」及び各物件調書のとおりとします。

(5) 参加条件に係る特記事項

- ・物件番号2については、落札事業者が2台設置するものとします。
- ・物件番号1、物件番号2（うち1台）で販売する商品は、ペットボトルを除く、缶や紙パック等の密閉容器の一般的な清涼飲料水とします。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

下記あてに提出書類を持参してください。

埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所4階 総務部管財課管財係

(2) 申込書類提出期限

令和7年2月10日（月）

※受付時間は、平日の9時～17時（12時～13時を除く）とし、土、日曜日は除きます。

(3) 提出書類（提出部数は各1部）

- ア 久喜市自動販売機設置事業者募集申込書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合のみ／写し可）
- エ 住民票（個人の場合のみ／写し可）
- オ 埼玉県税の滞納がないことの証明書（納税証明書）の写し
- カ 久喜市税の滞納がないことの証明書（納税証明書）の写し
- キ 許認可等の免許書の写し（許認可等を要する場合）
- ク 設置する自動販売機、附属品等のカタログ

※提出書類は返却しません。

※区分ウ、エ、オ及びカについては、提出日前3か月以内のものに限ります。

※提出書類に不備があった場合は受付できません。

5 入札参加資格の確認等

提出された書類に関して審査を行います。内容確認のため申込責任者または担当者
者に説明を求める場合があります。

6 質問及び回答

(1) 質問の方法

募集に関し、質問がある場合は、「質問書（様式第3号）」を提出してください。

(2) 提出期限

令和7年1月31日（金）17時まで

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールで下記12の「問い合わせ先」へ提出してください。

(4) 回答方法

質問者に対しFAXまたは電子メールで個別に回答した後、質問と回答を市の
ホームページに掲載します。なお、最終回答は、令和7年2月5日（水）17
時までに行います。

7 現地確認

入札参加申込等に関し、貸付場所の現地確認を希望する場合は、各物件調書に記
載されている施設所管課へお問い合わせください。

8 入札

(1) 入札日時

令和7年2月14日（金）10時00分（受付開始9時45分）

※物件番号順に、順次執行します。

(2) 入札場所

久喜市役所会議室棟 第4会議室

(3) 入札書

- ア 指定の入札書（様式第4号）を使用してください。
- イ 入札書記載金額は年額とし、落札にあたっては、物件番号1，4については、入札書に記載された額を賃貸借契約額とします。また、物件番号2，3，5については、入札書に記載された額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数がある場合は、その端数額を切り捨てた額）を賃貸借契約額とします。
- ウ 入札書の金額記載欄で使用する文字は、算用数字とし、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- エ 入札書は物件番号及び入札者名を記載した封筒に入れ、封緘してください。
- オ 入札書及び封筒は、ボールペン等容易に消すことができない筆記具で記載してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札の辞退

久喜市自動販売機設置事業者募集申込書を提出された方で、入札を辞退する場合は、久喜市自動販売機設置事業者募集辞退届（様式第6号）に必要事項を記載し、入札日前日までに応募書類と同じ提出先へ持参または郵送してください。

(6) 入札方法

- ア 入札参加者は、開札に立ち会ってください。なお、代理人に入札を委任する場合は、委任状（様式第5号）を提出してください。
- イ 入札書を開札し、最低貸付料以上の額かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札事業者とします。なお、最高価格の入札者が2者以上ある場合は、くじで選定します。

(7) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 不正行為による入札
- イ 最低貸付賃料を下回る入札書
- ウ 入札に参加する資格がないものによる入札
- エ 入札書に入札者名又は代理人の記名押印を欠くとき
- オ 入札書に物件番号、入札金額等が記載されていない又は不明慮なとき
- カ 入札書が訂正されているとき
- キ その他募集に関する規定等に違反したとき

(8) 入札の延期または中止

入札が公正に行われずおそれがあると認められるときまたは災害等やむを得ない事情があるときは、入札期日の延期または中止することがあります。

(9) 入札会場への入場

入札会場への入場者は、1応募者につき1名とします。

(10) 入札結果の公表

落札事業者の決定後、入札者数、落札事業者名及び落札金額を久喜市ホームページで公表します。

9 契約の締結

(1) 契約締結期限

令和7年2月20日(木)

(2) 契約書

ア 物件番号1及び4の物件は、屋外設置のため、契約書は「市有財産賃貸借契約書(土地)(案)」のとおりです。

イ 上記ア以外の物件は、屋内設置のため、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約とします。契約書は「市有財産賃貸借契約書(建物)(案)」のとおりです。

(3) 契約保証金

免除とします。

(4) 設置予定事業者としての決定の取り消し等

ア 上記(1)に示す期日までに契約が締結されなかったとき、落札事業者が入札参加者の資格を失ったとき、著しく社会的信用を損なう行為により、設置事業者としてふさわしくないと久喜市が判断したときは、落札決定者を取り消す場合があります。

イ 上記アの理由で落札決定を取り消したときは、次点の者(最低貸付料以上の者)と契約交渉を行うものとします。

10 自動販売機の設置

自動販売機の設置作業は、施設管理者と協議の上、令和7年4月1日(火)から令和7年4月11日(金)の間に実施してください。

11 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、久喜市財産規則(平成22年久喜市規則第69号)及び久喜市契約規則(平成22年久喜市規則第65号)の規定によるものとし、久喜市と設置事業者協議の上、定めるものとします。

12 問合せ先

久喜市総務部管財課管財係(本庁舎4階)

電話 0480-22-1111(内線2470)

FAX 0480-22-3319

e-mail kanzai@city.kuki.lg.jp